

北広島町障害者プラン

【第3期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】

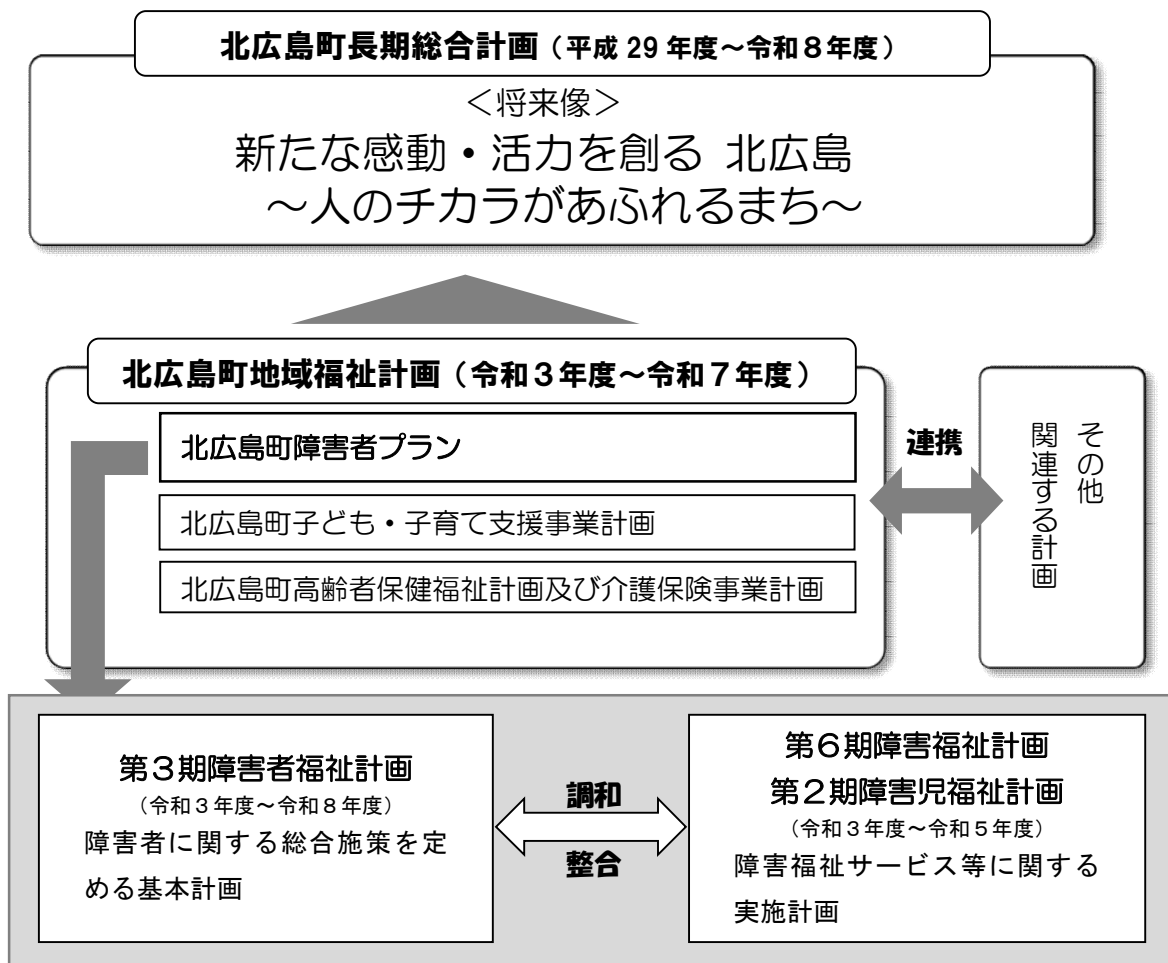
《概要版》

「だれもが自分らしくともに安心して暮らせるまち」をめざして」



計画の位置づけ

本計画は、国の障害者基本計画、広島県障害者プラン、北広島町長期総合計画及び地域福祉計画を踏まえ、本町における障害福祉分野の部門別計画として位置づけ、関連計画との整合性を図りながら策定し、障害福祉施策を実施するものとします。



計画期間

本計画における障害者福祉計画部門は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、障害福祉・障害児福祉計画部門は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者福祉計画	第2期						第3期（本計画）					
障害福祉計画	第4期				第5期		第6期（本計画）			次期計画		
障害児福祉計画	—				第1期		第2期（本計画）			次期計画		

計画の基本理念

基本理念（将来像）

だれもが自分らしく ともに安心して暮らせるまち

本計画では、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて必要な支援を受けながら「安心でき、自信が持て、選択の自由がある」と感じられるまちをめざし、基本理念（将来像）を「だれもが自分らしく ともに安心して暮らせるまち」とします。

障害者福祉計画の施策の体系



障害福祉計画・障害児福祉計画（R3年度～R5年度）

市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。

これまでの障害福祉施策の進捗状況を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他業務の円滑な実施に関すること、また、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けることができる体制の充実を図っていくため、障害福祉サービス等の見込量を定めて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を推進します。

成果目標の設定

この成果目標は、国が定める指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされており、こうした考え方を踏まえ成果目標を設定します。

項 目	目標値	考え方	目標値達成に向けて
福祉施設入所者の地域生活への移行	3人	施設から地域へ移行した人の数（累計）	地域の関係機関と連携し、訪問系・日中系のサービスの提供を図る。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	拠点等の整備	引き続き機能の充実を図る	地域生活支援拠点については、サービス資源の現況や利用者のニーズを踏まえ、必要な機能の整備及び強化に努め、運用状況について自立支援協議会等を活用した検証及び検討の場を設置
	検証及び検討の実施回数	検証及び検討の場を設置	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1か所	既存の圏域会議等に対応	既存の会議を活用し、地域移行に向けた個々の対応を実施。
就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労する人の数	4人	福祉施設利用者からの移行者数	一般就労への移行に向けて、既存の就労支援事業所や広島障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、支援する。
	2人	就労継続支援A型事業利用者からの移行者数	
	1人	就労継続支援B型事業利用者からの移行者数	
	1人	就労移行支援事業利用者からの移行者数	
	2人	就労定着支援事業の利用者数	
相談支援体制の充実・強化	町と相談支援事業所の定期的な会議を実施	連携を強化し、相談から必要な支援へつなげられる体制整備に努める。	
障害福祉サービス等の質の向上	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果等について、事業所と共有する	職員等の資質向上及びサービス事業所との審査結果の分析、共有する体制づくりに努める。	

障害児支援の提供体制の整備

項目	数値	考え方	目標値達成に向けて
児童発達支援センターの設置数	1か所	町において1か所設置を検討	障害児支援の提供体制については、引き続き関係機関と連携して児童発達支援センターの設置の検討など、障害児支援の充実に努める。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	体制を引き続き維持	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	町において1人配置	

地域生活支援事業の見込量

区分	第6期見込量			見込量確保のための方策	
	R3	R4	R5		
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	<p>○理解促進研修・啓発事業について、町民のニーズ等を踏まえ、今後も継続して講演会などを実施。</p> <p>○成年後見制度について広報活動などにより周知を図り、制度の利用が必要な方について支援を行う。</p> <p>○地域の障害者福祉に関する支援体制の充実に向けて、北広島町地域自立支援協議会で相談支援事業者の運営評価や支援困難事例への対応のあり方などの協議・調整、情報の共有化、ネットワークの形成などを行う。</p> <p>○今後も、障害者やその家族等のサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努める。</p> <p>○日中一時支援では、事業所はあるものの、十分なサービス提供体制が整っていない現状があります。事業所と連携し課題の把握や改善策の検討を行う。</p> <p>○各事業の利用促進に向けた情報提供媒体について、広報・パンフレット・ホームページ等利用者にとってより使いやすく、提供しやすい方法を検討。また、必要なサービスや事業を利用できるように広報活動に取り組む。</p>
相談支援事業					
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5	
自立生活支援用具	件/年	4	4	4	
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	
排泄管理支援用具	件/年	500	530	550	
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	1	1	1	
移動支援事業	人/月	10	10	10	
	時間/月	194	194	194	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1	
	人/月	1	1	1	
日中一時支援事業	人日/月	15	15	15	
	人/月	2	2	2	
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施箇所数	6	6	6	
	年間利用者数	126	126	126	
	実施媒体数	27	28	29	
点字・声の広報等発行事業	人/年	2	2	2	